

ID: 163

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	食事療養減額認定証の交付
法令名称 根拠条文	国民健康保険法施行規則 第26条の3第2項
法令番号	昭和33年厚生省令第53号
【根拠条文】 (食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定) 第26条の3 市町村又は組合は、被保険者が、令第29条の3第1項第5号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第1号において「食事療養減額認定世帯員」という。)の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号の規定による市町村又は組合の認定(第27条の14の2及び第27条の14の5に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。)を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による食事療養標準負担額減額認定証(以下「食事療養減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、食事療養減額認定証を当該世帯主又は組合員(当該被保険者に係る資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに限る。)に交付しなければならない。 (1) 市町村 様式第1号の6による食事療養標準負担額減額認定証 (2) 組合 様式第1号の6の2による食事療養標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により食事療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 (1) 食事療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者でなくなつたとき。 (2) 食事療養減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から食事療養減額認定証の返還の求めがあつたとき。 4 第7条の2(第3項ただし書を除く。)の規定は、食事療養減額認定証の検認及び更新について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	7日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日
-----------	-----------	---------	----------